

①

• •

• •

10 of 10

(八)

平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

1	2
3	4

別表十二（八）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人で電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第1号《定義》に規定する一般電気事業若しくは同項第3号に規定する卸電気事業（以下「一般電気事業等」といいます。）を営むものが、措置法第57条の4《原子力発電施設解体準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人で一般電気事業等を営むものが同法第68条の54《原子力発電施設解体準備金》の規定の適用を受ける場合

に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「期首原子力発電施設解体準備金の金額15」には、当期首現在の税務計算上の原子力発電施設解体準備金の金額を記載します。